

**共同生活事業所「みたけ」**  
**食材納入業務委託業者選定に係る企画提案（プロポーザル）実施要領**

## 1 趣旨

この要領は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団共同生活事業所「みたけ」の食材納入にあたり、企画提案へ参加する業者として、必要条件を有しているか判断するために必要事項を定める。

## 2 委託の概要

### (1) 対象施設

滝沢市穴口 478-16 共同生活事業所「みたけ」

【定員】 共同生活援助事業（グループホーム） 66名（グループホーム8か所）

短期入所事業 3名

### (2) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

### (3) 業務の概要

調理済食材（クックチル食）による主菜・副菜等を上記(1)の対象施設に納入するものとし、仕様書に定める業務を行うものとする。

## 3 契約の方法

朝食及び夕食の各食材費1食あたりの単価での契約とする。

## 4 企画提案参加資格

次に掲げる事項の全てに該当し、事前に資格があることの確認を受けた者がこの規格提案に参加することができる。

- (1) 食品衛生法による営業許可を受けていること。
- (2) 過去2年間に国、地方公共団体（事業団を含む）、他の社会福祉法人若しくは医療法人と種類及び規模を同じくするか、又はそれ以上の業務を請け負い、そのすべてについて、誠実に履行している者。
- (3) 岩手県内に本・支店を有すること。
- (4) 企画提案応募申請期限までに岩手県の入札参加制限措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てを行った者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てを行った者。ただし、事業団が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く）にない者。
- (7) 令和4年1月1日から現在まで食中毒事故を起こしていない者、又は食中毒事故があった後、業務改善に努め適切な対応を行っている者、HACCPに沿った衛生管理を行っている者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団でないこと。

## 5 参加申込の手続き

### (1) 申込期間及び審査期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月4日（水）午後5時まで【必着】

### (2) 申込方法

次の書類を申込期間内に送付すること。

- ア 企画提案応募申請書（様式第1号）
- イ 類似業務履行実績書（様式第2号）
- ウ 会社概要

### (3) 申込先

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 みたけの杜

住所：〒020-0633 滝沢市穴口 203-4

電話：019-601-2884 FAX：019-601-2403

担当：総務係 藤澤

### (4) その他

審査後、隨時結果通知を送付する。

## 6 企画提案の手続き

### (1) 提案すべき内容について

#### ア 書類の提出について

以下の①～④の書類を提出すること。

#### ① 企画提案書

以下の内容を記載すること。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 食事提供方法
- (ウ) 1日の提供エネルギー量
- (エ) 福祉施設への給食や食事に関する基本的な考え方
- (オ) 喫食者の満足度向上のための具体的な方法
- (カ) 個別対応について
- (キ) 震災等緊急時の食事確保の方法
- (ク) 食中毒を発生させた場合の食事確保について
- (ケ) 異物混入があった際の対応について
- (コ) 施設側で準備する機器一覧
- (サ) 施設側で記入する書類様式

#### ② 価格提案書（様式第3号）

- (ア) 価格提案書に記載する食材納入に係る一食当たりの提案額は、朝食単価と夕食単価の平均額（消費税及び地方消費税含む）とすること。

- (イ) 平均単価を算出する際は、小数点以下を四捨五入すること。

#### ③ 会社パンフレット等

#### ④ 献立表（常食1週間分）

イ 納入食材の試食について

プレゼンテーションの際に実施するため、実際に提供する方法で準備すること。

なお、メニューは以下のとおりとする。

① 魚をメインとした朝食 1食分

② 肉をメインとした夕食 1食分

※ごはん・汁物は不要とする。

(2) 書類提出に係る留意事項

ア 提出する書類は、1案に限ること。

イ 提出する部数は3部とし、うち1部は綴じないこと。

(3) 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時【必着】

(4) 提出先

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 みたけの杜

住所：〒020-0633 滝沢市穴口 203-4

電話：019-601-2884 FAX：019-601-2403

担当：総務係 藤澤

## 7 候補者選定委員会（プレゼンテーション）の実施

(1) 日時

令和8年3月11日（水）【予定】

(2) 開催場所

みたけの杜 みたけホール

住所：〒020-0633 滝沢市穴口 203-4

電話：019-601-2884 FAX：019-601-2403

(3) その他

上記日程は変更となる可能性があるものであり、当日のプレゼンテーションの時間等、詳細な日程については、参加者へ別途通知する。

## 8 審査及び候補者の決定

(1) 審査

ア 会社の業務経歴

同種又は、類似業務に係る実績

イ 事業実施方針及び手法

提案の的確性、実現性、安全性、献立の内容と質、価格等

ウ 審査委員会

企画提案書の審査は、みたけの杜が設置する委員会が行う。

なお、審査内容・経過については公表しない。

(2) 候補者の決定

ア 第1位候補者は、(1)の審査結果をもとに決定する。

イ みたけの杜と第1位候補者との間で、決定後2週間以内に給食業務委託に関して必要な協議

が同意に至らない場合は、みたけの杜は、順次審査結果上位者を候補者として必要な協議を行う。

(3) 候補者の通知等

- ア 候補者とした旨及び選考に漏れた旨の通知は文書で行う。
- イ 審査結果に対する異議は受け付けない。

(4) 業務委託契約について

みたけの杜は、候補者に対し本事業の契約を依頼する。

## 9 日程

(1) 公告期間	令和8年2月18日（水）から令和8年3月4日（水）
(2) 質問受付	令和8年3月6日（水）午後5時まで
(3) 企画提案応募申請提出	令和8年3月4日（水）午後5時まで【必着】
(4) 書類提出期限	令和8年3月6日（金）午後5時まで【必着】
(5) プrezentation	令和8年3月11日（水）【予定】 ※時間は別途通知
(6) 選定結果通知	令和8年3月16日（月）【予定】

## 10 その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関連して必要となる経費については、提案を行う者の負担とする。

(2) 無効となる参加表明及び企画提案書

参加表明及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- ア 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない企画提案応募申請及び企画提案書
- イ 本実施要領6に掲げる記載事項に示された内容の全部又は一部が記載されていない企画提案書

ウ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

エ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

(3) 期限を経過した後の参加申込み及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 入選した企画の内容は、みたけの杜と候補者との協議のうえ変更することがある。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。

(6) 提出された企画提案書の内容は公表しない。

(7) 企画提案書の作成のためにみたけの杜から受領した全ての資料、情報は、みたけの杜の事前の了解なく公表・使用することは認めない。

(8) 企画提案の実施にあたり、説明会の開催は行わない。

(9) 企画提案に係る質疑については、FAX（任意様式）により受け付けるものとし、回答は隨時FAXで行う。問い合わせ先は以下のとおりとする。

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 みたけの杜

住所：〒020-0633 滝沢市穴口 203-4

電話：019-601-2884 FAX：019-601-2403

担当：総務係 藤澤